

戸籍の謄抄本等の交付の可否に関する先例

第1 戸籍の謄抄本等について

- 1 行政書士が戸籍の謄抄本等の交付請求だけを依頼され、これを行うことは職務上の請求に該当しない（昭和61・5・2民二3817号通知）。
- 2 貸金債権者から「貸金債権保全のため所在不明の債務者につきその所在を調査する。」との請求事由により、債務者の戸籍の謄抄本等の交付請求があったときは、これを拒否すべきである（昭和60・7・24民二4321号通知）。
- 3 貸金債権者から「所在不明の債務者の親族から債務者の所在を聞き出すため親族の氏名、本籍を知る必要がある。」との請求事由により、債務者及びその親族の戸籍の謄抄本等の交付請求があったときは、これを拒否すべきである（昭和60・7・24民二4321号通知）。
- 4 貸金債権者から「債権保全のための債務者に対する失踪宣告を家庭裁判所に請求するため。」との請求事由により、債務者の戸籍の謄抄本等の交付請求があったときは、これを拒否すべきである（平成2・7・12民二2939号回答）。
- 5 貸金債権者から「債務者の生死を確認し、死亡の場合は団体生命保険を適用し債務を消滅させ、生存の場合は保険適用まで請求行為の放棄をする。」との請求事由により、債務者の戸籍の謄抄本等の交付請求があった場合に、債務者の死亡が確認されたときは、これを交付して差し支えないが、生存しているときは、これを拒否すべきである（平成14・6・3民一1328号通知）。

第2 除籍の謄抄本等について

- 1 行政書士が除籍の謄抄本等の交付請求だけを依頼され、これを行うことは職務上の請求に該当しない（昭和61・5・2民二3817号通知）。
- 2 貸金債権者から「債務者行方不明につき追跡調査のため。」との請求事由により、債務者の除籍の謄抄本等の交付請求があったときは、これを拒否すべきである（昭和60・7・24民二4321号通知）。

- 3 貸金債権者から「所在不明の債務者の親族から債務者の所在を聞き出すため、親族の氏名、本籍を知る必要がある。」との請求事由により、債務者又はその親族の除籍の謄抄本等の交付請求があったときは、これを拒否すべきである(昭和60・7・24民二4321号通知)。
- 4 「家系図作成のため。」との請求事由により、自己の傍系血族の除籍の謄抄本等の交付請求があったときは、これを拒否すべきである(平成3・2・25民二1390号通知)。
- 5 貸金債権者から行方不明の債務者の住所の探索を目的として、債務者の除籍の謄抄本等の交付請求があったときは、これを拒否すべきである(平成7・6・22民二3217号回答)。
- 6 家系図の作成の依頼を受けた行政書士が、依頼人の傍系血族の除籍の謄抄本等の交付請求を行うことは職務上の請求に当たらない(平成9・6・3民二970号回答)。
- 7 貸金債権者から「債務者の生死を確認し、死亡の場合は債権を放棄し損金として税務控除を申請をする。」との請求事由により、債務者の除籍の謄抄本等の交付請求があったときは、これを拒否すべきである(平成14・6・3民一1328号通知)。
- 8 貸金債権者から「債務者の生死を確認し、死亡の場合は団体生命保険を適用し債務を消滅させ、生存の場合は保険適用まで請求行為の放棄をする。」との請求事由により、債務者の除籍の謄抄本等の交付請求があった場合に、債務者の死亡が確認されたときは、これを交付して差し支えないが、生存しているときは、これを拒否すべきである(平成14・6・3民一1328号通知)。
- 9 貸金債権者から「債務者に関し、近日中に東京簡易裁判所へ提訴することになりました。つきましては、現在の氏の確認と特別送達呼び出し状の正確を期するため申請します。」との請求事由により、債務者の除籍の謄抄本等の交付請求があったときは、これを拒否すべきである(平成14・6・3民一1328号通知)。